

伊那市・駒ヶ根市・箕輪町・南箕輪村・宮田村 無料配布 信濃毎日新聞 情報誌

e-10 イーテン

企画・発行 ADCOM アドコマーシャル株式会社

無料

ご自由にお持ちください
e-10.adcm.jp



新しい年のスタートはここから。



2013年新春
「お年玉プレゼント」
あけましておめでとう!
「新年最初の宴は
このお店で」

グルメ・ファッション・美容と健康

ほう 法、なるほど!?

**貸したお金が、完済されず時効。
全額返してもらうのは、もう手遅れ!?**

今回の相談者
樋口洋子さん(仮名)
37歳 会社員

樋口

私は、平成12年9月1日に100万円を友人の高田さんに貸しました。その時、返済日を平成13年9月1日と定めて契約書も作成したのですが、昨年12月ころに20万円を返してもらつただけで、まだ全額返してもらいません。先日彼に再び残りの80万円を返すよう催促したのですが、「もう借りて10年たつているから時効だ」と言わされました。高田さんの言うとおり、残り80万円の請求はもうできないのでしょうか。

20万円は返してもらったというお話をですが、その時の領収書はありますか?

現金で支払つてもらったので、領収書はあります。

そうなると、残りの80万円についても請求できると思います。

それはどういうことですか?

樋口さんの話を整理すると、あなたの高田さんに対する100万円の債権は、平成23年9月1日を経過した時点で時効が完成しています。しかし、**時効完成後に彼は、樋口さんに20万円返済しているため、時効の主張はできません。**

でも、それは単に昨年20万円返済した時に樋口さんが時効の完成を知らなかつただけで、彼はもう時効の事に気づいていますがそれでも請求できるということですか?...請求はできます。この点については最高裁判所の判例で、時効の完成の事実を知らないでも返済してしまった場合には時効を主張する事はできないとの判断がなされています。今回の件で言えば、時効完成後に、高田さんが樋口さんから借りている借金の存在を認める20万円の返済という行動に対し、その後借金の存在を認めず時効の主張する行為は相容れません。つまり高田さんは**20万円を返済する行為により、もはや時効の主張をしない**という期待を樋口さんにお抱かせたので、その期待を裏切る行為は出来ないという解釈です。なるほど分かりました。ありがとうございます。

樋口

「法、なるほど!」法律相談者募集!!

本コーナーでは、とりわけほし相談・お悩みを募集します。日々の生活の中で今あなたが抱えている問題を、豊富な知識と地域の事情も分かれる地元の弁護士さんに相談してみませんか? 法律事務所で今までに解決してきた事例等に照らし、ケースとしてご紹介させていただきます。

性別・年齢・相談内容をご記入の上、下記のイーネン編集室の宛先まで封書又はメールにてお送りください。
※宛名件名に「法、なるほど!法律相談希望」と明記ください。※採用の連絡はいたしません。※特定される地名や場所、個人名、団体名などは伏せしめさせていただきます。※あくまでも、お寄せいただいた内容は、当イーネン掲載の目的以外には使用いたしません。



宛 送り先住所 ▶ 〒399-4431長野県伊那市西春近3010-1
アド・コマーシャル株式会社 e-10編集室

先 メールアドレス ▶ info@e-10.adcm.jp

弁護士 樋口
弁護士 樋口
弁護士 樋口
弁護士 樋口
弁護士 樋口

*今回ご紹介したケースは、実際に弁護士さんに相談のあった話を題材として作られた物で、特定の個人や団体を示したものではありません。